

第1回生活環境保全のための新たな対応策検討会議 会議録

日時：令和4年2月25日（金）

◆会議出席者

<委員>

座長 砂田 英司	山梨県環境・エネルギー一部 次長
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授
大久保 勝徳	一般社団法人 山梨県建設業協会 専務理事
輿水 佳哉	公益社団法人 山梨県畜産協会 専務理事
反田 成樹	一般社団法人 山梨県産業資源循環協会 副会長
知見寺 好幸	山梨県中小企業団体中央会 事務局長
長倉 智弘	弁護士
野口 文香	韮崎市市民生活課 課長
平松 晋也	信州大学学術研究院農学系 教授
藤田 正実	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長
水谷 三重子	農業従事者
宮脇 健太郎	明星大学理工学部 教授
山口 俊一	道志村産業振興課 課長
山本 新二	山梨県砂利組合連合会 事務局長
若生 直志	山梨大学生命環境学部 助教
渡辺 真衣	観光業従事者

（敬称略、座長以下50音順）

<事務局>

環境・エネルギー一部 大気水質保全課

◆次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）検討会議について

（2）発生事例について

・事例の状況と環境影響

・問題点とその発生理由・背景

（3）類似の問題点がある対象物の洗い出し

（4）その他

4 閉 会

◆資料

資料1：生活環境保全のための新たな対応策検討会議開催要綱

資料2：委員名簿

資料3：会議資料

◆内容

1 開 会

(司会)

定刻となりましたので、ただ今より、第1回「生活環境保全のための新たな対応策検討会議」を開催いたします。

私は本日の進行を務めます、大気水質保全課 総括課長補佐の今井です。よろしくお願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる会議形式をとらせていただいております。

オンラインでご参加の委員の皆さま方は、ハウリング防止のため、ご発言する場合以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

また、会場の事務局職員は、マイクをとおして発言いただき、発言後はマイクをオフにしてください。

2 あいさつ

(司会)

検討会議の開会に当たりまして、環境・エネルギー部 次長の砂田より、ご挨拶を申し上げます。

(環境・エネルギー部次長)

環境・エネルギー部次長の砂田でございます。

委員の皆さまにおかれましては、日頃から、本県の環境保全行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、大変お忙しい中、本検討会議の委員にご就任いただき、また、本日ご参加いただきましたことに、重ねて厚くお礼を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、昨年7月には、静岡県熱海市において、盛土に起因する土石流災害が発生し、甚大な被害が生じました。

県内においても、2・3年前になりますが、北杜市内において、悪質な業者によるのですが、許可なく廃棄物を野積みした結果、有害なガスが発生し、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす事案が起き、最終的には県による大規模な行政代執行に至るという事態となりました。

こうした状況を踏まえ、昨年11月、知事は、土砂の埋立てや廃棄物等の処理について、今後、課題を整理した上で、新たな規制の在り方を検討していくことを、表明いたしました。

私どものイメージとしては、大量に堆積し、周辺環境に影響を与えるものに対して、対応できる包括的な方法を、新たな規制を含めて 検討して参りたいと考えております。

従いまして、これに伴う影響もあろうかと思われまますので、まず対象物についてしっかり議論し、その課題を把握、分析し、拙速にならないよう、様々な観点から検討していく必要があります。

このため、幅広い立場、ご専門の委員の皆さまから、ご意見を伺いながら、検討を進めて参ることといたしました。

本日を皮切りに、検討会議を定期的で開催する中で、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、検討会議の開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります前に、会議、会議録並びに会議資料の公開等について申し上げます。

まず、本日の会議は、事前にご案内いたしましたとおり、公開とさせていただきます。

会議録につきましては、委員の皆さま方にご確認をいただいた後に、公表することを予定しております。

また、本日の資料は、事前配布させていただいておりますが、次第、要綱（資料1）、委員名簿（資料2）、本日の会議資料（資料3）となります。

こちらにつきましても、検討会終了後に公開することとしております。

本検討会議の座長につきましては、要綱第4条第2項の規定により、環境・エネルギー部次長が当たることとなっております。

なお、委員の皆さまにおかれましては、恐縮でございますが、資料2の委員名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきますと思います。

それでは、砂田次長、お願いいたします。

3 議 事

(座長)

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきますが、本日は、WEB会議ですので、委員の皆さまには、議事の途中で、何かございましたら、チャット機能を使って、私までお知らせいただければと思います。

それでは、先ず、事務局より、本検討会議につきまして、説明をお願いします。

(事務局)

資料1の開催要綱をご覧ください。

本検討会議は、要綱第1条にありますとおり、本県における土砂や廃棄物等に係る生活環境保全のための新たな対応策等の参考とするため、委員の皆さま方から、幅広くご意見をお伺いすることを目的としております。

なお、この検討会議として、意見を集約するといったことは行わず、委員の皆さま方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただければと思います。

また、要綱第5条にありますように、本検討会議は、分科会を置くことができるようになっております。これは、土砂と廃棄物等といった異なる対象を検討することや、特定の専門分野に絞って検討を深めることも想定し、必要により関係者を絞って会議を開催できるようにするためでございます。

説明は、以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。

本検討会議は、土砂や廃棄物等に係る生活環境保全のための新たな対応策の参考とするため、

委員の皆さまから、ご意見を伺うことを目的として開催されるものでございます。

検討会議としての意見のとりまとめや、提言などは行いませんが、委員の皆さまには、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、資料3により、本日の議題について、事務局より説明をお願いしたいと思いますのですが、議題の2と3を、一括して説明いただいた後、委員の皆さまにご意見を伺いたいと考えております。

なお、時間も限られておりますので、事務局は端的に、全体で30分以内で、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、説明をさせていただきます。

資料3の、2ページをお願いします。

本日の議題ですが、本日は、第1回会議ですので、まず、「2 発生事例について」として、問題事例をご説明させていただき、問題点について共通認識を深めさせていただき、御意見をいただければと考えております。

そして、「3」として、問題点を踏まえ、類似の問題点があるものを洗い出しておりますので、その洗い出しの観点等について御意見をいただければと考えております。

では、議題の内容に入らせていただきます。まず、本県で近年発生しました3つの問題事例についてご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

事例毎に、それぞれ2つのスライドを用意しております。1枚目のスライドで、事例の状況と環境影響を説明させていただき、次のスライドで、その事例における問題点と、その問題が発生した理由や背景を説明いたします。

まず、3ページ事例1についてでございます。

これは北杜市内で発生した事例です。

写真に黄色い点線で囲った範囲が、北杜市の業者が、堆肥原料と称して持ち込んだ産業廃棄物です。

この産業廃棄物が持ち込まれた経緯ですが、この産業廃棄物は、他県にある産業廃棄物を処理する許可を持った業者が、下水処理場から出た産業廃棄物である污泥に、同じく産業廃棄物である粉にした廃石膏ボードを混ぜ込んで作ったものです。

この他県にある処理業者が、きちんと処理していれば、いわゆる売り物になる堆肥として商品となっておりましたが、売り物にならないようなものにししか処理できず、依然として産業廃棄物のまま、それを北杜市の業者が引き取りました。

他人から産業廃棄物を引き取るには、法律に基づく許可が必要であり、公害防止対策などの厳しい基準が適用されますが、北杜市の業者は、この許可をとらないまま、産業廃棄物を引き取り、写真のように、ただ野積みして、高濃度の硫化水素や悪臭を発生させ、また、景観的にも悪影響を及ぼしました。

次に4ページをお願いします。この事例における問題点等になります。

まず、問題点①として、持ち込まれた産業廃棄物について、売り物にならない廃棄物だという認定に時間を要し、その間に、多量の廃棄物が搬入され、放置されたことです。

この、廃棄物だという認定に時間がかかった理由がその下になります。

廃棄物は、売却できない不要物ですが、本当に売却できない不要物かどうかは、物の性状や、

持ち主の意思などを、総合的に判断する必要がある、堆肥原料であるとの行為者の主張を、直ちに覆すことが困難でありました。

これは、搬入されたものが、許可業者によって混ぜる処理がされたものであったこと、つまり、一手間かけてあったことや、外観からは、堆肥原料と廃棄物の区別がつかなかったこと、また、他県の許可業者が売却したのではなく、処分費として北杜市の業者に支払いを行っているという取引の実態が確認できなかったことが理由として挙げられます。

次に二つ目のポツになりますが、肥料の製造方法に関する規制などがないため、堆肥としての出荷実績がほとんどないにも関わらず、大量にその原料を搬入しても、今後の販売に向けて熟成中という主張を、不適切な行為と判断することが困難であったことです。

更には、3つめのポツですが、廃棄物だと認定するまで、その持ち込みを停止させる仕組みがなく、時間を要している間に持ち込みが継続してしまいました。

なお、北杜市の業者が、処理費用をもらって廃棄物を受け入れていたことは、警察の捜査により判明しましたが、遵法意識がなく、行政をだます意図があると、その実態を把握することが難しい現状があります。

また、その下の問題点②ですが、この行為者に対し、行政は廃棄物を撤去するよう指導や、法律に基づく命令を行いました。行為者は撤去しませんでした。このため、県は有害な硫化水素による被害を防止するため、行為者に代わり、硫化水素の封じ込め工事を代執行せざるを得ませんでした。

なお、封じ込め工事は、この廃棄物にセメントを混ぜて台形に成型して固め、この場所に残置しています。

工事には、産業廃棄物処理事業振興財団からのご支援をいただいたものの、多額の費用を要し、現在、行為者からの費用回収に努めているところです。

次の5ページをお願いします。事例2です。

これは、早川町内の雨畑川で発生した事例です。

図の白くうねっている部分が、雨畑川になりますが、この河川敷の赤丸のところに、無機性汚泥という廃棄物が投棄され、その大部分が河川に流れ出てしまいました。

この、無機性汚泥がどこで発生したかですが、図に緑色で示している事業場において、事業者が河川から石を採取して砕き、砂利を製造しています。

砕いた後に、砂利に付着している細かい砂を水で洗い流す工程があり、その濁った洗いを、澄んだ水にして川に排水するため、濁りを沈殿させていますが、その沈殿物が無機性汚泥と呼ばれます。この無機性汚泥は、多量に発生します。

この事業者は、この無機性汚泥を、緑色の事業場内において、長期にわたり大量に保管していましたが、その一部を、事業場外の赤丸のところに移動させ、その結果、雨などの時に、川に流れ出し、川を余計に濁らす結果になりました。

次の6ページをお願いします。

まず、問題点①ですが、多量に発生する無機性汚泥の処理や活用が進まないことが挙げられます。

砂利製造工程では、多量の無機性汚泥が発生しますが、汚泥を廃棄物として最終処分場で埋め立て処分するには、多大な費用がかかります。

このため、無機性汚泥のリサイクル化が研究されており、無機性汚泥を脱水し、小さな粒に固めたものは、リサイクル資材として一定の需要がありますが、多量に発生する汚泥に対し、需要が少なく、活用が進みにくい現状となっております。

次に、問題点②ですが、法律に違反して、事業者が、無機性汚泥を投棄するに至ったことです。

廃棄物を規制する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、自分の出した廃棄物を、自分で別の場所に運搬し移動させる場合は、届出や許可は必要なく、廃棄物を河川敷に移動したことが早期に発見できませんでした。

なお、自分の廃棄物ではなく、他人の廃棄物を運ぶ場合は、運搬業の許可が必要となっていると同時に、マニフェストといって、あらかじめ、どのような廃棄物をどのくらいの量、どこに運搬するという管理票を作成し、保管することが義務づけられています。

最後に、三つめの事例です。

7ページをお願いします。これも、北杜市内で発生した事例です。

本県では、土砂の埋立について、面積が3千平方メートルを超える場合は、条例に基づく事前の許可が必要です。

しかし、行為者は、この許可を受けることなく、多量の土砂による盛土を行いました。

写真の白色の点線で囲った範囲が、違法に盛土された土砂です。

なぜ、このように大量の土砂が集まったのかという背景について、補足で説明させていただきます。

土砂は、土木資材として有効に活用されておりますが、活用されずに余った土砂は、残土処分場で、お金を払って処分されています。

土砂は、廃棄物ではありませんが、残土処分場で処分する場合は、お金の流れに関して廃棄物と同様の流れになります。

通常、商品は、商品を受け取って、代わりにお金を支払いますが、廃棄物や残土処分は、廃棄物や残土を受け取り、一緒にお金も受け取るという流れになります。

このため、廃棄物や残土は受け取れば受け取るほど、儲かることとなりますので、悪質な業者は、安全対策に費用をかけずに、割安な受け取り料金を設定し、必要以上に受け取って放置したりして、不法行為により金儲けをすることが生じます。

このため、土木資材として活用されずに余った土砂が、このようなところに集まってきてしまうということが起こります。

これまで、県は、行為者に対し、条例に違反した盛土について、是正措置を行うよう指導してきたところですが、盛土が、残置されたままの状況です。

この事例については、差し迫った災害というまでの危険性はありませんが、許可基準に沿って盛土されていないこのような事例については、場合によっては、土砂が敷地外に流出したりして生活環境保全上の支障を引き起こしかねません。

次の8ページをお願いします。この事例の問題点①ですが、行為者が、条例の許可を得ず、無許可で大量の土砂を盛土したことです。

発生理由ですが、違法行為は、人目を避けて行われることが多い状況であり、早期の確認が難しくなりがちです。

行政が発見したときには、既に違法状態がかなり進行していたという場合もあります。

その下、問題点②ですが、先ほどの説明させていただいたとおり、事業者は是正指導に応じておりません。

発生理由ですが、現在、この事業者には、条例に基づく改善の措置命令を発出しており、告発も視野に、厳しい態度で臨んでいるところですが、事業者が是正指導に応じない場合は、盛

土が残されてしまいます。

以上、本県で、最近発生した大規模な問題事例について、説明させていただきました。

次に、9ページをお願いします。

「類似の問題点がある対象物の洗い出し」についてです。

スライドの内容に入る前に、まず、洗い出しを行う理由について、説明させていただきます。

県では、今後、対策を検討していくにあたり、先ほどの問題事例を引き起こした堆肥原料と称した汚泥混合物や無機性汚泥、土砂だけではなく、同じような問題点があるものも洗い出して、対策を検討していく予定です。

このため、まず、先ほどの問題事例を踏まえ、同じような問題を生じる可能性があるものを洗い出したいと考えています。

この洗い出しは、すぐに問題を引き起こすというのではなく、あくまでも問題点があるという観点から、今回、幅広く洗い出しをしたいと考えています。

そして、その上で、今回の検討会において、今回洗い出されたものについて、実際の市場での流通状況や関係法令の規制状況を整理し、実態という観点から本当に問題化するおそれのあるものを絞り込みたいと考えています。そして、その絞り込んだものを対象に、その後の対策検討を進めていきたいと考えています。

つまり、今回、問題点という観点から幅広く洗い出しを行い、次回、実態という観点から絞り込みを行うという流れになります。

ですので、ここでは、あくまでも問題点があるという観点からの洗い出しになります。

スライドについて説明させていただきます。まず、事例1の堆肥原料の事例からは、その下の①廃棄物認定に時間を要したという問題点があることから、その右の洗い出しの観点の①ですが、有価物か廃棄物か判断が難しく、大量放置につながるおそれのある物を、洗い出していくことが必要と考えております。

次に事例2の無機性汚泥の事例からは、その下の①多量に発生する無機性汚泥が違反事案を引き起こしたという問題点があることから、その右、多量に発生する廃棄物で重大事案化するおそれのある物を、洗い出していくことが必要と考えております。

最後に、事例3の土砂ですが、土砂に類する物は該当がないと考えております。

次の11ページをお願いします。

先ず、洗い出しの観点の一つめです。有価物か廃棄物かの判断が難しく、大量放置につながるおそれがあるものですが、その下の表の対象物の欄を縦にご覧ください、堆肥原料の他に、過去の事例などから、木くずチップ、使用済みタイヤ、使用済みプラスチック、金属くずの4つを対象物として挙げました。

これらを挙げた理由ですが、表の右側になります。

木くずチップや使用済みタイヤは、燃料としての需要がありますが、同じ燃料の原油価格の変動により、需要が左右されます。

また、使用済みタイヤは、輸出されるなどして、タイヤとして再利用されるものもありますが、劣化が進んだものは利用できません。

また、長期間の保管によっても、風雨にさらされるなどして、劣化が進み、製品としての品質が確保されなくなると、価値がなくなり、放置につながります。

使用済みプラスチック製品については、中国が輸入を制限した際は、行き先がなくなり、大量に保管される事例が見受けられました。

金属くずについては、有価物として取引されますが、市場価格の下落時には、買い取った金

属くずを出荷できずに、市場価格が上がるまで大量に保管されるケースがあります。

従って、これらはいずれも、市場の状況や保管の状況によって有価物になったり、廃棄物になったりしますので、その判断が非常に難しいものになります。

また、これらは保管量が大量になりやすく、適切に保管しないと生活環境への影響も重大になるおそれがあります。

木くずや使用済みタイヤなどは、保管により火災の発生リスクが高まったり、悪臭や蚊などの虫が発生したりします。

また、金属くずは付着した油が雨に洗われて河川に流れ出たり、崩れて敷地外に危険を及ぼすおそれが発生したりします。

次の12ページをお願いします。

ただ今、ご説明いたしました対象物の問題事例の写真を掲載いたしました。

上段の二つの写真は、県外の事例ですが、大量の木くずや使用済みタイヤの放置により、生活環境保全上の支障が生じ、行政による代執行工事が行われた事例です。

下段の二つの写真は、使用済みプラスチックや金属くずを買い取りする事業者のヤードの写真です。

次に、13ページをお願いします。

洗い出しの観点の二つめですが、県内で多量に発生する廃棄物で重大事案化するおそれがあるものです。

重大事案化するおそれがあるかどうかは、次回の検討会議までに、取扱実態を整理いたしますので、ここでは、多量に発生する廃棄物をまとめました。

スライドには、県が、5年に一度行っている廃棄物の調査のデータから、県内で多量に発生する廃棄物を円グラフにして載せてあります。

県内では、平成30年度に、約72万トンの産業廃棄物が排出されていますが、円グラフは、いずれもその排出量の割合を示しています。

左上の一番大きい円グラフですが、排出される全ての産業廃棄物のうち51%が汚泥であり、次に、がれき類22%、家畜ふん尿11%と続き、これら3種類の廃棄物で、全体の8割以上を占めています。

先ず、一番割合が大きい汚泥ですが、その右のグラフになります、汚泥は、有機性汚泥と無機性汚泥とに区分され、42%が無機性汚泥、58%が有機性汚泥です。

ここで、無機性と有機性の違いについて簡単に説明させていただきます。概ねですが、同じ泥状のものでも、臭いがある腐るものが有機性、臭わず腐らないものが無機性になります。

イメージとして、有機性は、食べ物の残りの生ゴミをすり潰して泥状にしたようなもので、臭いが強い場合が多く、保管により腐って、さらに酷い臭いや有毒ガスを出したりします。一方、無機性は、細かい土が水を含んで泥になったようなもので、腐ったりはしませんが、保管により一旦乾燥しても、雨に濡れると再び泥状になります。

スライドに戻ります。無機性汚泥は、右上のグラフになりますが、その約75%が鉱業からの排出となっており、この鉱業は、事例2で挙げた砂利製造業者が主体となっています。

有機性汚泥については、その下である右の上から2番目のグラフになりますが、85%が下水道業から排出されています。

次に、排出割合が2番目に大きいのがれき類ですが、一番下の段の一番左のグラフになります。建設業97%とほとんど建設業から排出されています。

次に、3番目に排出割合が大きい家畜ふん尿ですが、グラフは載せてありませんが、100%

畜産農業からの排出になります。

下の段のグラフには、その他の廃棄物について排出業種が載せてありますが、説明は省略させていただきます。

次に14ページをお願いします。

このスライドには、先ほど多量に発生する廃棄物として列挙させていただいたものについて、その廃棄物を排出する主な業種を一覧表として整理いたしました。

なお、多量に排出されている廃棄物であっても、業界の努力や仕組み、法規制などから、適正に処理が行われており、これまで廃棄物の不適正処理が問題となったような事例がない業種や廃棄物もあります。

従いまして、今回、列挙させていただいた多量に発生する廃棄物については、次回の検討会までに、その取扱い状況や、法規制の状況などの実態を調査整理し、次回の検討会で、重大事案化するおそれがあり、今後、対策を検討していく必要があるかどうか、御意見をお伺いしたいと考えております。

次に、15ページをお願いします。

検討のスケジュールですが、本日、第1回目の検討会議を開催させていただきました。本検討会議は、年内で、あと5回程度の開催を予定しております。

前半では、論点整理をしっかりとやって参ります。

本日は、発生事例を基に問題点と、問題点が類似する対象物の洗い出しについてご検討をいただき、次回、第2回目の検討会議では、本日、洗い出した対象物について、実態の現状分析を踏まえ、対策を検討していく対象物を絞り込み、その上で、対象物における解決すべき課題を明確にしていきたいと考えております。

後半は、前半で明確にした課題について、その具体的な対応策についてご検討いただきたいと考えております。

なお、このスケジュールは、現時点での予定であり、進捗状況に合わせて変更しながら、検討を進めて参ります。

以上、説明申し上げたことを踏まえ、委員の皆さま方に、ご意見をお願いしたいと存じますが、スライドの16ページに、参考として、本日、主にご意見をいただきたい点を挙げさせていただきました。

本日は、1回目の検討会議ですので、全体的な総論・方向性として2つ、また、本日の議題の問題点等について2つ挙げさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、参考ですので、この他にも、ご意見がございましたら、是非、お願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(座長)

ありがとうございました。

事務局より、県内で発生した3つの事例について説明がありました。

また、事例の発生により、どのような環境影響があったのか、さらには、それぞれの事例における問題点は何か、その問題点が発生した背景にはどのようなことがあるのかということで、説明がありました。

さらに、本日は、こういった事例を踏まえ、廃棄物などについて、類似の問題点がある対象物を洗い出していくということで、2つの観点から、皆さまにご検討いただきたい対象物が示

されました。

一方、土砂については、土砂以外で、それに類する物として、対象とする物はないということでした。

その上で、事務局から、委員の皆さま方に、特に意見を伺いたい点についてお願いがございました。

ただ今の事務局の説明について、何かご質問がありますでしょうか。

ご質問のある方は、ズームの挙手機能を使ってお知らせください。

こちらから指名しますので、ミュート解除後、お名前を述べてから、ご発言をお願いします。

ご質問もないようですので、委員の皆さまから、ご意見を伺いたいと思います。

本日は、第1回目ということでもございますので、恐縮ですけれども、先ずは、名簿の順に、私から指名させていただき、委員の皆さま全員から、一通りご意見を伺うこととしたいと思います。

委員は、私を除きまして、本日15名のご出席をいただいておりますので、ご発言はお一人3分程度でお願いできればと思います。

短い時間で恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

では、最初の委員をお願いします。

(委員)

現在、横浜国立大学で行政法学を研究しております。

10年前に、山梨学院大学で2年間ほどお世話になっておりました。その時に、山梨県内いろいろなところを車で移動して、非常に自然が豊かで素晴らしいところだと感じておりました。

現在は、主な研究としてはいろいろやっておりますが、今回の研究会との関係ですと、例えば、空き家や、ゴミ屋敷、あるいは管理不全不動産、土地等ですね、がけ崩れとか土砂災害などを、どうやって法的に、対処していくかといったことを、主に研究しております。

その関係では、昨年山梨県で制定されました太陽光パネルの規制条例は、おそらく、知事さん以下、非常に強いリーダーシップをとって、規制に踏み切られたものと理解しています。

山梨県はどうしても首都圏に近く、山も多いという、その立地の特性上、やはり建設残土であるとか、あるいは廃棄物の不法投棄が、かねてから問題になってきた、そういう土地柄であるというふうに理解しています。その意味でも、今回のように、すでに北杜市や早川町などの、事案を三つほど紹介していただきましたけれども、なかなか判断が難しい事例というものについて、今後同じようなことが起きないようにという視点から、いわば先手を取るような形で検討を始められたということは、大変素晴らしいことだと思います。

昨年の熱海の土砂災害、あれは建設残土の不法投棄から発生したものだと言われてますけれども、あの事案では、行政の方が、行政指導などの強制力がない手段にとどまっていて、10年あまり、強制的な措置を取らずに放置していたということが、非常に事故を起こす原因になってしまったと指摘されています。

ちゃんとやってる業者の方は全然問題ないですが、悪質な人たちが、生活環境を侵害することがないように、行政としても、できることならばやはり強制的な措置には入りたくはないわけなんですけど、ただ悪質な事案に対しては、果敢に、その命令とか代執行といった手段に踏み切らなければいけないわけです。

今回、事業者の皆さんもたくさんいらっしゃってますので、皆さんで知恵を出し合って、基

準備づくりといひましようか、目安づくり、そういったものに私もお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(座長)

ありがとうございます。続きまして次の委員、よろしくお願ひいたします。

(委員)

私どもは、建設業の協会です。先ほどの資料の中に、木くずとか表現がございましたけども、私どもの協会の会員は主に、公共事業発注の土木、舗装、建築、これらの許可業者で、大体約270社から構成されております。土木舗装については国、あるいは自治体からの公共事業を主に、それから建築については、一部が民間の工事も請負っておりますけども、トータルで言いますと、公共事業が主で、それらの工事を請負っている、そういった会員で構成されている組織でございます。

そして今日のテーマがまず産業廃棄物ということでお聞きしましたが、公共事業につきましては、設計段階から、建設副産物の発生を極力少なくするよう留意することとされておりました、さらに積算において、これらの費用についても、取り壊し、運搬、それから最終処分場等への施設の受け入れ費用、こういったものをすでに計上されておりますので、これらの設計に沿って、工事の方で搬出された副産物なんかは、処理されてるということでございます。

その結果として、県が発表されている資料ですけども、コンクリートガラ、それからアスファルト。そういったものは、99.9%はすでにリサイクル化されております。それからそれ以外にも、リサイクル化が進んでおりました、先ほどありましたが、やはりマニフェストによって厳しく管理をされておりますので、主に公共事業から搬出されるものというものは、大きな問題は生じていないと認識をしております。

ただ、民間工事についてはリサイクル率を掴んでおりませんので、詳細には承知しておりませんが、私ども協会の会員は建設の許可をとっておりますので、法令に違反すると、当然ペナルティもありますし、法令遵守ということで、日頃からこの辺の徹底はしておりますので、最近、私の承知している部分では、大きな問題は今のところ生じていないということでございます。

それから今後、こういった議論を進めていって、先ほどの事例にあるようなことを極力、防いでいかなければいけないし、私どもの建設業のイメージアップということで取り組んでおりますが、やはり建設の現場から出たというようなことで、環境は悪化するということを極力避けなきゃいけないと考えています。その一方で、やはり適切に処理している会社と、許可がなく先ほどのような問題を起す業者と、しっかりその辺の線引きをすべきではないかなと思っております。適正に処理してる会社に、過度の負担がかからないように、ぜひお願ひをしたいなということがございます。

私も行政にいた経験から、やはり不法な行為をされた場合の、行政側の抑止の対応は非常に難しいということは感じております。四六時中目を光らせるというわけにはいかないので、今回の議論の中で、ぜひ行政側がその不法行為を速やかに停止させることができるような措置も含めて検討すれば、より有効に機能するのではないかと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員よろしくお願いたします。

(委員)

山梨県の畜産協会では、畜産農家の生産物の価格安定の事業、それから経営指導、衛生対策、こういった事業を、実施している公益社団法人です。

本日の検討会議では、畜産の環境分野では、家畜のふん尿が該当すると思いますので、この点だけ説明させていただきたいと思います。

家畜ふん尿処理については、家畜排せつ物適正及び利用に関する法律が平成11年に施行されておりますが、これに基づいて、各畜産農家が堆肥処理の施設整備を行っています。

畜産農家の家畜からのふん尿については、毎年この法律に基づいて、県の家畜保健衛生所が、全畜産農家を巡回して適正に管理されていることを確認はしてるところです。

山梨県でも、令和2年から12年の期間の県の計画に基づいて、指導をしているところだと思いますが、大まかにその状況ですけれども、県内果樹農家が多いものですから、果樹農家への堆肥流通、これが非常に多いところがございます。

畜種の中でも特に牛については、酪農家、それから、繁殖肉用牛農家という子牛を生産する肉用牛農家ですけれども、牧場内で牧草地の堆肥、還元とか戻し堆肥といまして、もう1回使うという活用しているのが主流です。

もう一つ、家畜伝染病予防法で、今年も豚熱が出たわけですが、県下の畜産農家では、伝染病発生時に備えて、埋却地、これも全部死亡家畜を埋却しなければなりませんので、この埋却地もすべて確保しているという状況です。

畜産農家からの、環境の苦情は、県に寄せられると思いますが、臭いが特に多いようです。年に10数件ほどあると思いますが、これにつきましては、県の家畜保健衛生所が、市町村の農林課や環境課と連携して指導を行っています。それから県の林環境事務所の環境課の方々と連携を図りまして、情報共有もしております、迅速に対応してると思っています。

今後、各分野で責任持って、こういうことをやっていければ、少しよくなるかなと思っております。この会議は有意義だと思いますので、またよろしくお願したいと思っております。以上です。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員、よろしくお願いたします。

(委員)

我々の協会は主に廃棄物処理ということ、県の許可をいただいて行っている団体です。

今回の議題に対して、私たちも、なにか対応をしていかなければならないと思っております。業界としても、こういった事例が数多く発生すると、業界自体のイメージダウンになりますので、できればこういった事態が起こる前に、皆様のご意見を聞きながら、どういうふうに食い止めていかなければいけないのかと。そういった話が、皆さんと共有できればいいと思っております。

また先ほど事務局の方でご説明がありました事例1、また事例3は、山梨県の悪質な処理業者ではありませんが、県外からの廃棄物できてしまっている、不法投棄がされているという部分もあります。我々の業界としては、適正に処理をしている業界でありますけれども、この事例は、どう見ても他県からの廃棄物という部分があります。他県から入ってくる廃棄物を、どの

ように管理して、山梨県に入れて処理を行っていくか。そういった他県から入ってくるものについて、廃棄物なのか廃棄物じゃないのか、その見極めを、しっかりできるような体制をつくっていくのもいいのかなと感じております。

こういった問題が数多く出ていますが、廃棄物の量によって、不適正処理がおきるのだと思います。堆積が増えてしまうと、どんどん増えていってしまう。そうなる前に、対応をとっていかなくてはならない。保管量の問題があると思いますので、よく業界でも今スクラップから、鉄くずが山積みになっていて、そこから火災が起きるとか、またそういった問題がありますけれども、それはどうしても、保管量が、増えていくことによって、そういった問題が発生すると思います。また木くずのチップについても、この写真にあるように、火災が起きてると思いますが、これもやはり保管量の問題から、起こりうる現象だと思っています。皆さんの家庭でも、そうだと思いますが、どうしても廃棄物、後で処理しようという、増えていって、なかなかそれに手がつかないというような状態も出てくると思います。そういったことで、廃棄物の保管量をしっかりと管理する体制も作っていった方がいいと思います。

私としては、県外から入ってくる廃棄物、また、その入ってきた廃棄物の量をしっかりとした保管量で管理をすること。また、県外から入ってくる廃棄物を、どういうふうに取り締まっていくか、そういったことを、この業界でも考えていかなくちゃいけないのかなと思っています。

これは私たちの業界にとっても、イメージダウンに繋がる問題事例だと思っていますので、こういったことが一つなくなれば、私たちの業界ももっといいイメージになるのではないのかなと思います。そういったことに私たちも努めておりますので、ぜひこの検討会でよいご意見をいただき、私も皆さんにしっかりといい意見ができるように考えていきたいなと思っています。1年間よろしく願いいたします。以上です。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員、よろしく願いいたします。

(委員)

中央会は、中小企業の様々な業界の事業者の方々の支援をする団体で、今日出席している建設業界の方、あるいは産業廃棄物業界、砂利業界、この会には参加していませんが一般廃棄物業界などいろいろな業界のお手伝いをしています。

仕事柄、廃棄物のことに関わることも多く、様々な情報に触れた中で、今まで感じていたこととお話します。

まず問題の一つは、法律が錯綜していて、そこが整理できてないのが問題だと思います。例えば廃掃法がありますが、産業廃棄物は県の所管、一般廃棄物は市町村の所管で、問題が発生すると、後追いで責任を取らざるを得ない問題が出てきますし、また「もっぱら再生品」のように再生に回るものとして廃棄物としての管理から除外されている。

一番の問題は、ほとんどの事業者の方々、産廃処理業者や一廃処理業者の方、建設業の方など免許や許可を持って事業をやっている方は、違法なことをすると免許や許可が取り消され業務に影響が及ぶことから、ほとんどが適正に事業を行っていますが、法律に書かれていることの裏読みや法律の盲点について、違法なことを行う少数の方が大きな問題を起こすということになっていると思います。この会議でも現状の問題点の洗い出しの作業も必要ですが、業に適正に真剣に携わっている方々に、法律の盲点をヒアリングし、どこにどんな抜け道があるのか

という点を把握した上で、難しいと思いますが、県条例などで、対策をどこまで打てるのかということをやっていかないと、後追い後追いで対応をしていかなければならないことになると思います。

最終的には、国に法律の一元化や管理の一元化などを提言できるような会になっていくことも必要だとも思っています。いろいろな形で、また情報をいただきながら、ご提案いただくような業界の要望等も上げていきながら、この会に参加していきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員、よろしくお願いいたします。

(委員)

日本弁護士連合会、いわゆる日弁連にはいくつかの委員会があって、いろいろな問題に取り組んでおりますが、そのうちの公害対策環境保全委員会、その中の廃棄物部会に長年所属して、廃棄物問題を、いわば弁護士の観点からやっております。

山梨県につきましては、北杜市明野町、当時の明野村の山梨県が公共関与で作る、最終処分場の裁判で、山梨県を相手方として弁護団の一員として、裁判をさせていただきました。個別事例では、身延町、当時の下部の産業廃棄物、これは民間業者ですが、裁判にもかかわってきました。

弁護士として、個別の裁判に関わることで、それから日弁連としての立場で、政策提言なり、立法提言を行っていくということもやっております。特に、不法投棄の問題につきましては、2010年に岩手県盛岡市で、日弁連の人権擁護大会が開かれた際には、当時の岩手青森県境の不法投棄事件を題材にシンポジウムを行いました。その際には、アメリカに視察に行きまして、不法投棄に関するアメリカのスーパーファンド法などについても勉強して参りました。

廃棄物の法的問題としては、今日の事例1にもありますけれど、廃棄物の認定をどうするのかというのが、やはり多く問題になってきて、結局廃棄物と認定できないがゆえに、事実上放置されることになって、不法投棄を招く。香川県豊島の事件以来、多く見られることではないかというふうに思っています。

またいわゆる建設発生土ですね。今日の事例3の問題ですけれど、これにつきましては、熱海の土石流災害のこともありまして、今廃棄物部会の方で、この問題に取り組もうとしているところです。現在全国の条例を集めて、それを整理した上で、さらに勉強して行って、またこの建設残土、建設発生土の問題につきましても、何らかの立法提言なり政策提言を日弁連として行っていければと思っているところです。

以上です。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員よろしくお願いいたします。

(委員)

私はこの検討会に市長会の会長市ということで、参加させていただいております。私の考え方というか、出席する立場としましては行政サイドからの意見を求められているというふうに

とらえております。

今回の環境保全を考えるための行政の課題としては、実際、この事例に挙げていただいているようなケースもありますが、そのほか、当然盛土であったりとか、生活系の廃棄物、それから事業系の廃棄物、それから空き家、再生エネルギーこのように、非常に多岐にわたっております。

今回は、おそらく焦点は廃棄物というところになっていこうかと思えますけれども、やはり本市におきましては、北杜市に隣接しておりますので、やはり北杜市さんと同じような事例も抱えております。

事務を行政執行していく上で、一番課題として考えられることは、様々な事例がありますが、そういった中でやはり、法的に規制をしていくことの難しさです。必ず、事業者さんたちには、こういった事例に上がってる内容もそうなんですけども、必ず抜け道が必ず生じている。そこを規制していくことの難しさを、すべての事案に関して、感じているところでございます。

今回、洗い出しをしていく中で、様々な対象というところで、私どもも、新たな事例ということで、把握していくことも多々あろうとは思いますが、そういった中で、実務的な伏線になってしまいますが、一番支障となってるっていうところが、対応の管轄区分です。どこまで立ち入っていいのかとか、そういった難しさというところも、現場とすれば、感じているところです。

今回の検討会を通じて様々な事例等も把握する中で、また行政としてどうあるべきかというところも含めて、考えていければよいと考えています。以上です。

(座長)

はい、ありがとうございました。続きまして次の委員よろしくお願いたします。

(委員)

私の専門は、自然斜面の崩壊や土石流の発生メカニズムとか、その抑制対策などを研究対象にしております。

私の専門からすると、今回三件の事例を紹介していただきましたが、事例3が一番近いかなと思います。

次回以降、詳細に議論されると思いますので、あまり細かい話はしませんが、確か山梨県では、その盛り立ての面積が3000m²以上になると、届出が必要だという条例になっていたかと思いますが、静岡県では、1000m²ぐらいに、かなり厳しい基準にしていると思います。全国的には、3000m²が一番多いですが、1000m²ぐらいのところもいくつかあります。

そこで、面積だけではなく、盛り土の高さなども基準として入れてはどうかと思います。私の専門が砂防ですので、砂防関係の法律で、急傾斜地崩壊に関する法律っていうのがあって、崖高が5m以上かつ斜面勾配が30度以上になると危ないとされています。こういった法律を横目で見ながら考えるというのもありかなと思いました。

この事例3ですが、山梨県だけではなく、全国的によくみられる事例です。行政が指導しても、何だかんだ言いながら、のらりくらりとしているうちに、月日が経ってしまう。その間にもどんどんと盛り土量が増えていくこととなります。こういう行為を行った業者は今では存在しないということもよく耳にします。また、罰則ですが懲役2年以下、もしくは100万円以下の罰金ということですが、これは少し軽すぎるなと思います。致し方ないというのはわかってるんですが、100万だったら、罰金払っても、儲けの方が多いいやという業者もひょっと

したら出てくるかもしれません。

また、比較的私の専門に近いのが事例2です。事例2に関しては、河川内の事業所から出たものを別のところに持って行って、河川の中に投棄したということですが、河川法とか砂防法の適用はどうなっているのかと思います。河川の中だから、確実に河川法が適用されると思いますが、その辺どうなのかと思います。あと、無機性汚泥は、もともと河川にあったものですよ。細粒分だけ沈殿させて、それが廃棄物ということになるので、それを不法投棄したということなんですけど、もともとあったものなので、河川へのうまい還元の仕方がないものかなと、ちょっと違った方向からも、考えていってはどうかと、素人考えですけども、思いました。以上、私に関係のある、2事例を基にお話してみました。よろしくお願ひします。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員、お願いいたします。

(委員)

今回の検討会議の中で、土砂の話もありますけれども、当財団は産業廃棄物に関わる財団ですので、廃棄物の関係について、お話をさせていただきますと、事例1については、私も担当として現場にも行かせていただきました。基金からの支援の審査にも、協力させていただきました。悪質な事例だと思っております。

今回、洗い出しという観点から、山梨県さんの方で、14ページに検討対象の整理ということで、産業廃棄物の種類を挙げられています。この辺は妥当な線でありましてけれども、廃棄物を単品で分類するのが難しいような投棄現場といういわゆる混合廃棄物。そういうものも問題になってくる場合もあります。また、近年我々が困っているのが、低濃度PCBの関係が入ってきています。これについては、高濃度のPCB廃棄物については、国が支援をするという形がありますが、低濃度PCB廃棄物については、今支援の制度がありません。低濃度PCBがまざった産業廃棄物が不法投棄されているという事例がポツポツと出てきております。これも今後困る事案ではないかと考えております。

それから、対応という意味では、今回の検討会のメンバーの中にもいろいろな業界の方々がいらっしゃいますが、許可を取ってらっしゃるとか、しっかりした協会に入っている方々については、問題は少ないと思っておりますが、そこに属さない方々が問題を引き起こすという形がありますので、そこへの対応が必要と思ひます。

それから行政に関して言えば、廃棄物部局ではなくて、先ほどお話がありましたけど、他部局との連携というのは非常に大切で、それが縦割りになっていることによって起こる弊害というのも、十分に出ております。

それから、大量に保管されるということで、対応が難しいというのは重々承知しておりますが、やはり未然防止対策と、早期発見、早期対応というのが、問題を大きくしないというための対応策だと思ひます。問題が起らないようにと言う点では、今の廃棄物処理法の中で排出事業者の責任が問われておりますが、この認識がまだ甘いということで、排出事業者責任があるんですよという認識を、もっと広める必要があると思ひます。重々承知されてる方もいらっしゃいますが、排出事業者責任ってまだまだ甘いついていうところもあります。その辺も、どうやって強化していくかというところが問題になってくるのかなと考へております。

あと、今までのどちらかというところ、当財団に勤務しております職員としての意見ですけども、個人的な意見としましては、例えば、建設業ですと、建設業の協会に加盟されてる方は、

特にトラブルを起こすようなことは少ないと思いますが、そこに属さないひとり親方ですとか、廃棄物処理法の認識が低い方、そういう方がやはり悪いことをされます。ですから、それぞれの業界で、そういう組織に属さない方々を、どうにか指導するという体制がとれないかなというのは、常々個人的に思っております。産業界でもトップクラスの企業の方々は、我々は、廃棄物を出しませんといういろいろな言われていますが、下に行けば行くほど問題が生じてきて、建設業の中でも解体業については、元請から、孫請け、ひ孫請け、玄孫請け、もっと下まで分類されて、その方々が賃金が低く、儲けがないから不法投棄をしたという行動がどうしても生まれ、それを打開しないと、今後、なかなか解決しないのではないかと、個人的には思います。

話がちょっとそれましたけれども、私の方は以上です。今後よろしく願いいたします。

(座長)

はい。ありがとうございました。続きまして次の委員よろしく願いいたします。

(委員)

私は農業従事者として、北杜市でキノコの生産をしております。しいたけ、なめこ、ひらたけ、タモギタケなど、いろいろなキノコを、年間を通じて生産しております。私は山梨の風景とか、森の環境、生産環境と暮らしの環境に魅力を感じ、ここで住むことを考えて、そして、なりわいを作ってます。

これからの山梨のポテンシャルとなる、そういった自然豊かな山などが、ゴミ捨て場になどそういうような場所になってしまうということは、一県民として、素直に、本当に悲しいなという感想を持ちました。

今回、検討会に呼んでいただいて、あらためてごみを私たちが出しているものなんだなと思いました。そして、今回産廃業者の方々とか、様々な方の意見を聞いて、皆さん、産業の中ですごい努力をされて仕事をされていて、最後に出てくるごみをどうするかというところ、社会の問題を、全部その仕事でしっかり処理してくださっている。

その中で、私たちはどんどんごみを出していく、そういう暮らしをずっとしています。そして廃棄物を処理している方々の、モラルに頼っている中で、こうやって問題が出てきています。

今になると、環境の問題が、観光にとってもものすごく低イメージとか、ブランドを傷つけるようになってきて、すごく大きな問題になってくるので、もっと私たちが、本気になって、みんなで作ってくださっている人たちとともに協力をしながら、必要な法律などもしっかり制定しながら、未来に向けては、確実にこういったことをやっていかなければいけないということ、今回、勉強になるなあとあって、ここにいさせていただきます。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員よろしく願いいたします。

(委員)

私の専門は、学生への授業の指導としては、廃棄物関連の科目を持っておりまして、ゴミの法令とか、法律は専門ではありませんが、一般的な話を、学生に日々教えている立場でございます。研究に関しては、最終処分場などの有害物質挙動等が細かなところでございますが、中間処理と最終処分の方、資源化も含めて、検討しているようなところでございます。

それで、今回参加させていただくことになって、問題が大きいと思うことは、当初資料を見

させていただいても思ったところですが、やはり環境の問題、特に、廃棄物の問題というのは、温故知新というのが非常に大事だなと感じています。つまり、歴史は繰り返してしまうということを、いつも学生にも伝えているのですけれども、具体的な話ですと、すでに先ほど委員の方からも発言がありましたけれども、香川県の豊島の問題。これも、非常に一番ひどいところは見に行っていないのですが、最後の処分や処理をしているところを、見学に行ったところでございます。あちらも、やはりリサイクル目的、堆肥の製造ということで、大量の物資を島に運び込んだというところから始まったと言われております。

また、私が関わったところで言うと、三重県でリサイクルの埋戻し土壌というのが作られて、これから六価クロムが大量にでてきたということで、大きな問題になりましたが、こちら製造時には問題がないというところが、使用したところで、環境が変わって六価クロムという有害物が大量に出てしまったという、大きな問題になりました。見た目では廃棄物と判断できないという、そういう問題が、なかなか大変なところかなというふうに考えております。

今回県の方で、このような会議を持たれるということは、非常に先進的な取り組みであると思っております。多くの委員の方からも発言がありましたように、廃棄物の認定は非常に難しく、有害物が入っていて環境に負荷が高いものであっても、それが製品であれば、廃棄物ではないとなってしまいます。ところが、実際の処理や、その保管状態からすると、有害で、環境に影響を与えているのにもかかわらず、土壌汚染対策法にもかからないということもあります。PL法ぐらいにかけてもらったらいいかと思いますけど、製造者責任にならないということで、ちょっと法律の専門ではないものとしても、なかなか取り組みが大変だなというふうに感じております。

そういう意味でも、隙間を埋める取り組みとして県でやられるということは、非常に大事じゃないかなと思っております。

その他、県境を越える話も先ほど委員から出ていましたが、廃棄物にしる、再生製品にしても、越境移動というのは当たり前で、近隣県との連携というのは非常に大事だろうと考えています。つまり、山梨県は非常に進んだ取り組みを今からされるんですけども、近隣の事業者さんには、直接の指導はできないというところも大きな問題です。今、電子マネーなど、データも整理されつつありますけど、電子データになれば、大量のデータを取り扱う技術もあるので、そういう問題事例を抽出するような方法なんかも、検討できたら面白いのではないかなと思っております。そう簡単ではないと思っております。

あと、具体的な廃棄物の種類でいうと、先ほど幾つか取り上げられていたのは、すでに他県でも問題があつて、例えばストックヤードに関しての条例を設けたりとか、進められているので、ぜひ、山梨県及び近隣県の特性に合ったものを、よく抽出していただきたいと思っております。

また、石膏ボードの問題について、リサイクルを進めるという意味で、解体関係から出てくる石膏ボードですけども、大分リサイクルが進んできてはいます。ところが、まだまだ、需要のないところで発生した石膏ボードについては、どうしても、最終処分しなければならないということになります。やはり最終処分費用が高いので、その有害性とか危険性を十分認識していても、あまりよくわからない方が、混ぜてしまえば、改良土壌のようになると思っていますので、そのあたり、県内の発生しているものも少し見ていただいて、抽出したらいいのではないかと考えています。以上です。

1年間、どうぞよろしく願いいたします。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員よろしくお願ひします。
音声は入ってらっしゃいますか。

すいません、ではその次の委員、よろしくお願ひいたします。

(委員)

私どもは、主に河川の砂利採取を行っておりまして、そこで生産した砂・砂利を、建設骨材として、生コン業者などに供給しております。今回この会議では、骨材の生産の際に発生する無機性汚泥、私どもは、“脱水ケーキ”と呼んでおりますが、そこに焦点が当てられていると思います。

事例2の方で、業者の不法投棄という問題がありましたが、これにつきましては、まさに寝耳に水という感じで、この行為につきましては、非常に残念で、とても遺憾に思っております。このことにつきましては、組合員とも情報を共有しまして、このようなことが起きないように確認しております。

この脱水ケーキにつきましては、これまで長年、有効利用をとということで、各社、模索しておりますが、主に改良土として、基準を満たすものを、埋め土材、盛り土材として使用しております。この脱水ケーキが、廃棄物か否かという問題につきましては、有価物なのかそうではないのかという議論がいろいろとこれまでもありましたが、その中で、改良土を盛り土の法面に、吹きつけて、そこに植物をはやす有効な植生基盤材として、有価物として販売しているという事例もございます。

また、組合で国の河川から砂利を採取している関係から、国交省さんとの協力で、国関係の道路工事、あるいは堤防関係、そういう補強工事に、利用していただいている事例もございます。

しかし、常時需要があるというわけではありませんので、普段は、ストック場にストックしている状態ではあります。これを有価物として、販売するというのはなかなか難しいことで、民間の中に浸透させるというのは、難しいのですけれども、先ほど平松先生がおっしゃっていましたように、もともと、この脱水ケーキというものが、河川内にあったものから出てきているものですので、私どもとしては、産業廃棄物とはちょっと違うのではないかという認識でございまして、その利用価値が、広く認められて、今後、広く活用されていくことを期待しております。

いろいろ問題があると思いますが、廃棄物として処理するにはやはり非常にお金がかかる、改良土にするにも費用がかかりますけれども、今の廃棄物処理に対しては非常にお金がかかるということと、先ほど申しましたように、それが有価物として、認知されるというのはなかなか難しいという部分がございます。他力本願ということではありませんが、やはり、この利用価値が認知され、行政側で積極的に活用していただければ、この問題も大きく前進するものと期待しております。

どうぞよろしくお願ひします。

(座長)

はい。ありがとうございました。先ほどの委員、音声は大丈夫でしょうか。

(委員)

はい。聞こえますでしょうか。

(座長)

聞こえます。

(委員)

先ほどは大変失礼いたしました。よろしくお願ひいたします。道志村におきましても、様々な課題がある中で、やはりこの盛り土のこと、それから不法投棄に関して大きな課題があります。

まず盛り土につきましては、現在公共事業における残土の処理、処理場のことですね。道志村は、山あいということもありまして、残土を置くスペースが非常に限られております。その中で現在、村として行っているのは、業者が工事を行った時に出る残土を、村のルールの中で発生量をあらかじめ確認した上で、村が残土処理場、置く場所を指定をさせていただいて、この処理場に置いてくださいという、指導をさせていただいております。

ただ、熱海の一件もありまして、この盛り土については、非常に厳しい見方をされてるわけでございますので、安全対策ということで、村で測量設計、それから土留めとかそういった安全対策の工事をすべて村の事業として行った上で、各工事業者さんに、ここに捨ててください、おいてくださいというような指導をさせていただいております。

ですので、財政面的に、1ヶ所盛り土の置き場所を作るのに、数千万かかりますので、そういったことの補助的なものについても、皆さんからご意見等いただけたらと思います。

それからもう1点、不法投棄の問題ですが、先ほど言いましたように、道志村は山あいということもありまして、山に入るのに様々な場所に林道が入っております。夜間を中心として、特に県外からの方が、廃棄物を夜のうちに山に入って捨ててしまうというようなことが、多岐に渡ってあります。道志村は、横浜市の水源地ということもありまして、山からおりてくれば、川が流れているわけですが、そこに有機物等が流れ込まないためにも、この不法投棄の問題というのは、以前から非常に問題視されておまして、パトロールも重視はしておりますし、それから防犯カメラ等の設置も行っているんですが、それでもやはり不法投棄がいまだになくならないということも、問題視されているところでございます。そういったところも含めて、ぜひ皆様からたくさんご意見等をいただいた中で、今後検討を進めていきたいなと思っております。

よろしくお願ひいたします。以上です。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員、よろしくお願ひします。

(委員)

私の専門は法律学でございます、特に行政法、あるいは環境法について研究しております。今回のこの会議との関係で言いますと、廃棄物処理法について、研究というほど大したものでもないですけども、勉強しております。

不適正処理とか、その不法投棄ということにつきましては、まずそもそも問題を発生させないという、そういう事前の対策。許可制とか届け出制とか、そういう事前の対策規制というの

が必要になってくるかと思えます。ただそういった事前の対策をどのように決定しても、やはり意図的に違法行為、あるいは脱法行為をする人とか、業者というのはどうしても出てきます。

今回ご紹介いただいた三つの事例も、おそらくそういう、ちょっと意図的な事例なのではないかと思えますけれども、あまりその事前の規制を厳しくしすぎると、何かやるにつけ、逐一許可を求めたり届け出をさせたりということをしなくても、真面目にやっている人とか業者さんに、いたずらに負担をかけるだけということにもなりかねない、そういう懸念があるのかなと思っています。

そうしますと、やはり問題が生じた後の事後的な行政による対応・対策、こちらの方も同様に重要になってくるのかなと考えてます。そういう観点からしますと、県に期待することとしては、不適正処理に対して、毅然と規制すべき時は規制する、対応すべき時は対応するということになるかと思えます。規制せずにそのまま放っておいて、周辺住民に何か悪影響が出ることになりますと、逆に、県の方にも法的責任が及んでくるということがありえます。もちろん不適正処理をした業者にも法的責任は生じますけれども、それに加えて県の方にも責任が及ぶということもありますので、そこはやはり留意すべきことかと思えます。

ただその毅然に、早期に行政対応しろと、そういう精神論的なことを言いまして、やはりちょっと仕方がない部分もあるのかなと思えます。今回この会議に参加しましてそう感じてます。現在の規制の仕組みが、非常にやはり使いにくい。民間業者さんの方から見ても、廃棄物処理法は、非常にわかりにくい法律だというのは、よく言われることですが、行政の方からしても非常に使いにくい法律であるということを感じました。

今回言えば、廃棄物の認定について、非常に難しかったということですが、おそらく、結果が出た今だからいえるという部分もあるかもしれませんが、もっと早期に廃棄物と認定して、規制をかけても、おそらくこれは行政の方が、違法行政をしているとはならなかったのではないかという感じもしております。ただそこら辺を、適時適切に行政として判断するというのは、やはり非常に難しいことなのかなと感じます。

あるいは、廃棄物処理法にこだわらずに、例えば他の法令で対処できないかということについて考えてみますと、例えば今回であれば、宅地造成法。仮に、宅地造成規制区域に、この事例1などが入っていたとすれば、そういった法律で規制できた可能性もあるのか。事例2なども、先ほど他の委員の方からもご指摘がありましたけれども、砂防法ですとか河川法ですとか、そういった法律で対処できた可能性もあったのかなとも感じるところでございます。

新しい規制の仕組みを作るということのももちろん、考えられる手ではありますけれども、既存の法律とか条例でできることということのも、意外とたくさんあるのかもしれないなと思えます。ただその辺の整理というのは、非常にやはり難しいところでして、行政からしても規制できるのかできないのかよくわからないし、民間の方からしても規制されてるのか、されていないのかよくわからないと。客観的に見たらおそらくいろいろな規制というのが存在していて、行政ができることということのもたくさんあるんじゃないかと思えますけれども、その辺の整理がやはり、これは山梨県だけの問題ではなくて、国レベルでちゃんとした整理ってのが必要ということのも、もちろんあるとは思いますが、そのあたりのですね、既存のシステムの整理などについても、少しお力になればいいかなと感じております。

どうぞよろしく願いいたします。

(座長)

はい。ありがとうございました。次の委員、よろしく願いいたします。

(委員)

河口湖の方で観光業に従事しています。私たちはホテルをやっており、そこで宿を新しくしたりとか、お客様に食事の提供をするというその先に、いろいろな産業があるのだなと、今勉強になってる段階で、この1年間でもっと勉強していきたいなと思っています。

一つだけ少し疑問に思ったことを最初に言いますと、事例1の問題点で、廃棄物か否かを認定するところがすごくクローズアップされてると思いますが、廃棄物か否かというよりも、それが有価物かどうかというところで判断しないのかなと疑問に思いました。有価物でないという基準があるのであれば、有価物でない基準にのっとってそれを有価物でないから、廃棄物だとできないのかなと、素朴な疑問を持ちました。

あと、これは参加する中で解決できればいいなと思っているのですが、私たちはホテルとしてお客様から、いろんな形で利益を出せる体質ではあるとは思いますが、産業廃棄物を処理する場合に、ごみを処理する事業者さんはどのように利益が出せるのか、出し続けなければ事業としては成立しないのに、きっとそこが大変だから、コストがかからない、ただ捨てるというだけで、成り立ってしまうのではないかなと思っています。

これはおそらく廃棄物を処理する業界さんだけではなくて、我々のホテル業とか、観光業など全体を含めて、いかにそういう業界さんに利益を還元していくのかというのは、いろんな業界さんをまたいで、解決すべきことなのかなと思っています。

それから、ホテルですと食品衛生法とか、今では感染症対策としてのグリーンゾーン対策がありますが、私たちもいろいろな規制を受けながら、対策をしているところですけども、我々が一番怖いのは、その法律に違反することよりも、お客様の信頼を失って、この先のお客様に来ていただけないこと。そこがすごく問題なので、法律に違反するよりも先に対策をしなければならぬという思いで、調理場をきれいにしたり、アルコールを設置したりとか、全体を消毒するような対策を、自発的にやっておりますが、法律で罰する前に産業廃棄物を処理する業者さんを、私たちのようなそのゴミを捨てる側が、しっかりやっている業者さんをちゃんと選べるようにする。何か行政の認定マークのようなもので、何か選べるようにできれば良いなと思っています。

素人の意見で申し訳ないですけども、これから1年よろしくお願いします。

(座長)

はい。ありがとうございました。最後に、本日都合により出席いただけなかった委員から、あらかじめご意見をいただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

(事務局)

読み上げさせていただきます。

農業会議は、農地法に基づく1000m²以上の農地転用に係る知事許可に当たり、意見を述べる業務や、農業委員会法に基づく市町村農業委員会の活動支援を行っている組織です。

こういう組織でありますので、今回の検討会議においては、農地における土砂や廃棄物等の課題について発言する立場と理解しております。

農地に関しましては、昭和27年施行の農地法によって、農地を農地以外のものにする場合は、知事の許可を得ることとなっており、農地転用の申請が、当該農地の所在する農業委員会に提出された場合、農業委員会及び県の農務事務所が現地確認を行い、当該農地の現況や周辺農地

に転用の影響が及ぼされないこと等を確認した上で、知事が農地転用の許可を判断する仕組みとなっています。

また、農業委員会では、農地に関する相談業務を行っており、農地所有者が農地の嵩上げ等を行う場合は、規模等を聞き取り、大規模等の場合は、農地の一時転用申請を行うよう指導しています。

更に、農業委員会は、農地法第30条に基づき、年1回、市町村内の全ての農地について利用状況調査を行うこととされております。

なお、農地の違反転用に関しては、許可を受けずに転用した場合や、転用計画通りに転用していない場合は、工事の中止や原状回復等の命令、罰則、罰則は3年以下の懲役又は個人300万円以下、法人1億円以下の罰金の適用もあります。

県内においても、過去に農地法違反や大規模な農地造成について、農地法に基づく県や農業委員会の指導により、是正させてきた経緯もあります。

以上の通り、農地については、農地法や農業委員会法に基づく規制や調査がすでに整備され、長年運用されてきている状況があります。

以上でございます。

(座長)

はい。以上で委員の皆様から一通りご意見をお伺いしました。

今、出た意見の主なものとしまして、関係業界さんの方では、かなり一生懸命努力をされているということですが、その業界の団体に入っていない方など、意図的に抜け道を探ろうとする悪質な業者がいるということです。守ろうとする業者と、破ろうとする業者、これを明確に峻別して、破ろうとする業者について、行政として、しっかり法令上の罰則等を適用しなさいというような意見が、多く出たと思います。

それから、対象物の絞込みにつきましては、単品だけではなく、複雑化して分類が難しいこともありますので、その辺も考慮したほうがいいといったお話があったと思います。

課題としては、法制、廃掃法にしてもいろんな法律があってわかりにくいところ、さらにその運用の方もしにくい。悪いことを隠そうとする人に対して、適正に執行ができないというような使いにくいところがあるというようなお話もありました。今回の事例にもありましたが、廃棄物の認定が難しいところ、これも使いにくいところの一つかもしれません。そういったところに対しては、悪質な人には厳格に対応した方がいいというようなご意見がありました。

あと県に期待する役割としましては、県境を越えてくる廃棄物、こういったものに対しても対応しなければいけないのではかというお話でもありました。

その他としまして、廃棄物の問題については、この綺麗な自然を持つ山梨、すばらしい環境を持つ山梨、それを守るのは、業界の方だけではなくて県民全体だということで、皆さんそういう意識を持って、協力しながらやっていくべきじゃないかというようなご意見がありました。

それで、一通りご意見を受けたところでございますけれども、最後に、委員の皆様から何か付け加えて、ここでもう一言、言っておきたいというような方がいらっしゃいましたら、ここでお受けしますので、挙手機能を使ってですね、お知らせ願いたいと思います。

では、委員よろしく申し上げます。

(委員)

先ほど言い忘れたのですが、法律の抜け道というのは、法律の範囲内で仕事をしているからOKという判断だと思いたしますが、現在は問題になっていないだけ将来に問題になる可能性のある案件などはたくさんあると思いたします。そういう課題も洗い出していかないと、イタチごっこようになってしまいますので、現行の法律の問題点を踏まえた上で、「法律には適合しているけど実は問題だ」というところを、洗い出していただきたいと思いたします。

(座長)

はい。了解いたしました。その節はぜひ、ご助言いただきたいと思いたします。

その他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間も近づいて参りましたので、次回検討会でございますけれども、次回は、幅広に上げさせていただいた対象物について、実際に現状はどうかとか、影響はどうかと、そういったものを考慮して絞り込みをさせていただきたいと思いたします。それでは、次回またよろしく願いたします。

最後にその他といたしまして、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局から次回の検討会議ですが、5月ごろに開催したいと考えております。日程につきましては、改めて調整をさせていただければと思いたしますので、ぜひよろしく願いたします。以上です。

(座長)

それでは、委員の皆様方、大変お忙しいところご参加いただき誠にありがとうございます。円滑な議事進行にも、ご協力いただきまして重ねてお礼申し上げます。これで議事の方を終了させていただきます。本日はありがとうございます。

4 閉 会

(司会)

委員の皆様方には、長時間にわたりご検討いただき、誠にありがとうございました。それではこれもちまして第1回生活環境保全のための新たな対応策検討会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。